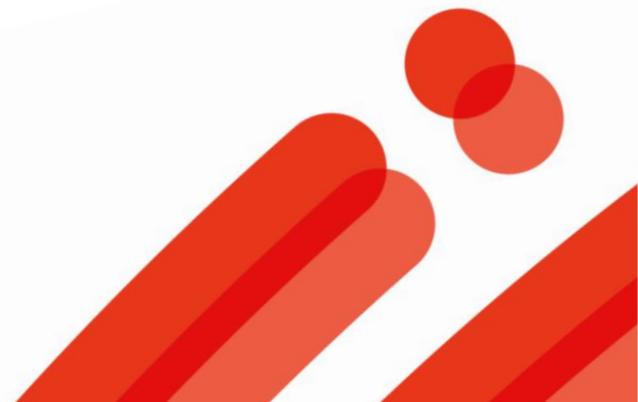


利用者視点を踏まえたモバイル市場 の検証に関する専門委員会

関係者ヒアリング ご説明資料

2026年2月13日

JCOM株式会社



J:COMの事業概要

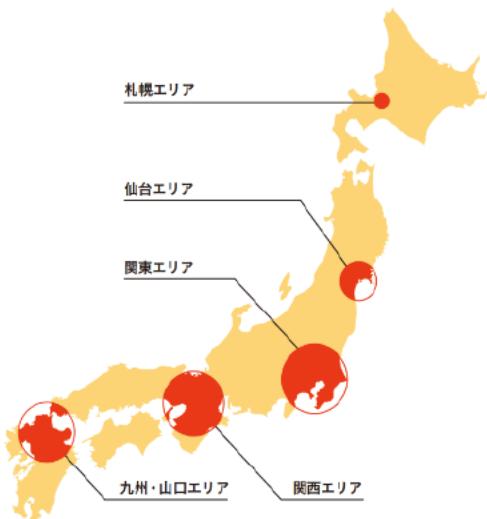
会社名

JCOM株式会社

株主

KDDI株式会社：50%
住友商事株式会社：50%

サービスエリア



事業領域

ケーブル・プラットフォーム事業

- J:COM TV
- J:COM NET
- J:COM MOBILE
- J:COM PHONE
- J:COM でんき
- J:COM ガス
- J:COM HOME
- J:COM ほけん
- J:COM オンライン診療

メディア・エンタテインメント事業



通販事業



サービス加入世帯数

577万世帯

※2025年9月時点

ソリューション事業



J:COM MOBILE

概要

- J:COMが提供するau回線等を利用したMVNOサービス

開始

- 2015年

特徴

- CATVや固定型インターネット回線サービスの加入者向けの提供が主
- 担当者が地域のお客さま宅を実際に訪問するなどして、営業やサポートを実施

契約数

- 83.5万回線 ※2025年9月時点

■ 補足

- JCOM株式会社 CATVの統括運営会社(MSO)
- ジェイコム 地域会社(11社) CATV放送施設を保有・管理し、テレビ放送、インターネット、電話などのサービスを提供(SO)

1. 指標（データ）に基づく規制のあり方の検討

- （1）電気通信事業法第27条の3の導入時に目指した目的①～④は達成できていると言えるか。
- 目的① 事業者間の適正な競争環境の実現

27条の3規律対象事業者とMVNO市場への影響

- 2019年にモバイル市場の公正競争を促進するため、27条の3で携帯電話事業者等に対する規律が規定された
- 規律対象としては、事業者間の適正な競争環境に及ぼす影響が少くない事業者として、MNO及びその特定関係法人並びに利用者の数の割合が0.7%以上のMVNOが指定された
- J:COMグループはKDDIの特定関係法人であることから、移動電気通信役務を提供する当社地域会社（11社）が指定された
- 種々の取組を進めてきたが、規制の枠内ではMNOとの明確な差別化を図れず、MVNO活性化への寄与が難しい状況

現在の規律対象事業者

令和7年総務省告示第248号（令和7年7月1日告示）

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	独立系MVNO
・ NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTドコモビジネス ・ NTTビジネスソリューションズ ・ NTTコミュニケーションズ ・ NTT BP ・ NTTメディアサプライ ・ NTTリミテッド・ジャパン ・ ドコモCS 	<p>該当なし</p> <p>基準： 2023年に0.7% から4%に変更 (契約者数が 約500万人相当)</p>
・ KDDI ・ 沖縄セルラー電話 ・ UQコミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジェイコム地域会社（11社） ・ ソラコム ・ 中部テレコミュニケーション ・ ビッグローブ 	
・ ソフトバンク		
・ 楽天モバイル	・ 楽天コミュニケーションズ	

取組の例

- シンプルで分かりやすい商品組成
- 故障・盗難などを保証する「家族のスマホ保険」提供
- 直営のキャリアショップ展開
- 海外旅行用eSIMの提供
- カスタマーサポートの充実
 - ・ 無料の初期設定サポート
 - ・ スマホ教室の開催
 - ・ 訪問サポート
- 高い通信品質の実現
RBB TODAY「格安SIMアワード2025上半期」通信速度（品質部門）で最優秀賞

業務負担の例

- 難解な27条の3運用GLの理解、毎年見直されるルールの把握
- キャンペーン等検討時の法務確認や総務省への確認

特定関係法人の指定に関する議論

- 規律対象に係る議論において、特定関係法人の指定に関しては具体的な議論が行われなかつたと認識している
- その後、当社においても適時パブリックコメント等を通じて見直しの要望を続けてきたものの、状況変化がないことを理由に規律対象の見直しは行われなかつた
- 実態等も考慮し、見直しの可能性を含めた規制のあり方についてご議論いただきたい

規律対象事業者に係る議論

※議事等の抜粋

27条の3改正時

令和元年5月9日 第198回国会 参議院 総務委員会 第10号

本法案では、通信料金と端末代金の完全分離等の対象につきまして、競争への影響が少ない事業者は省令で定める基準により除かれるというふうにしているところでございます。 **※特定関係法人に関する言及無**

施行規則改正時

令和元年6月11日 モバイル市場の競争環境に関する研究会（第14回） 議事概要

規律の対象として、MNOについては、全てのMNOを対象とすることとしたいと考えております。また、（中略）この**MNOの特定関係法人については、潜脱防止という観点から全て対象**にしたいと考えております。MNOの特定関係法人以外のMVNOについては、利用者数の割合が一定の割合を超えるものを対象とするということとされておりますけれども、この割合として、0.7%を超えるものとしたいと考えております。

改正法の施行から3年が経過したことを踏まえた見直し時

令和5年9月11日 競争ルール報告書2023

MVNOの指定対象範囲を4%（約500万人相当）とすることが適當である。

ただし、**MNOの特定関係法人であるMVNOについては、潜脱の防止の必要性に変化はないことから、引き続き指定対象とすることが適當**である。

現状・要望

- 規律対象事業者の範囲については累次の検討が行われてきたものの、特定関係法人については状況変化がないことを理由に見直しが行われず、MVNO事業者間の競争が公平ではないと考えている
- 具体的には、独立系MVNOよりもシェアが低いにも関わらず実質的に特定関係法人のみに27条の3の規制がかかっている
- 競争WG報告書等で提言されている競争環境の適正化の必要性を踏まえ、特定関係法人を規律対象外とするなど、MVNO間の競争が公正な条件の下で行われるようご対応をお願いしたい

競争条件の差について

例)

	制限事項	MNOの特定関係法人	独立系MVNO（-：制限なし）
27条の3関係	端末購入を条件とする通信料金割引	制限あり	-
	新規契約を条件とする通信料金割引	制限あり	-
	継続利用を条件とする利益提供	制限あり	-
	端末代金の値引き等の利益の提供	制限あり	-
	違約金上限（上限1,000円）	制限あり	-
	契約で拘束できる期間（2年）	制限あり	-
	四半期毎の報告（27条の3関係）	対応要	-
その他	MNPの手数料	制限あり	制限あり
	MNPワンストップ方式への対応	主要なMVNOは対応	主要なMVNOは対応
	SIMロック	制限あり	制限あり

規律対象事業者の見直しの考え方について

- 特定関係法人を規律対象外とした場合においても、現状の市場検証制度や事業法第29条によって、不当な競争が行われていないかの確認および改善を図ることが可能

市場検証の仕組み

概要

- 「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」に基づき、
 ①電気通信事業分野における市場動向の分析
 ②電気通信事業者の業務の適正性等の確認・把握 } を年度単位で実施

潜脱行為等の実態について

- ②において、令和3年度以降「未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証」が行われている
- J:COMを含むKDDIグループ内の実態についても確認が行われており、令和3年度以降「具体的な課題は見受けられない」等の評価がされている

電気通信事業分野における市場検証 年次レポート 抜粋

令和
4・5
年度

(略) 未指定事業者に対し、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する
 具体的な課題は見受けられないが、引き続き、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について把握・検証を行う。そのため、アンケートにより情報収集を続けるなどにより、注視したい。

検証項目については、関係事業者等へのアンケート結果も考慮され、
 今後懸念が生じた場合には、この場を利用した検証が可能

事業法第29条第1項第5号（業務改善命令）

条文

- 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。

過去経緯

- 27条の3改正以前は、29条に基づき業務改善命令等による改善が図られていたと認識
 (スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン)

規律対象外事業者において、
 27条の3の趣旨を逸脱するような過度な行為が見られる
 場合等には、事業法第29条を根拠とした業務改善命令等
 による改善を図ることが可能ではないか

1. 指標（データ）に基づく規制のあり方の検討

- （1）電気通信事業法第27条の3の導入時に目指した目的①～④は達成できていると言えるか。
- （2）市場環境や27条の3の規制の効果を検証するにあたり、どのようなデータを定點的に観測すべきか。

端末割引が通信サービス選択に与える影響

(1) 電気通信事業法第27条の3の導入時に目指した目的は達成できていると言えるか。

目的	意見
① 事業者間の適正な競争環境の実現 および ② 自らのニーズに沿った 通信サービスを合理的に選択	<ul style="list-style-type: none"> 現在においてもモバイル市場は端末の購入・買換えを行う利用者を巡る競争が中心であり、端末購入等の補助が、サービス本位（料金・品質等）の競争を阻害しているのではないか また、同等の販売手法を採ることが難しいMVNOが契約先に選択されにくい等の状況が生じることから、結果としてMNOの寡占状態につながっているのではないか

(2) 市場環境や27条の3の規制の効果を検証するにあたり、どのようなデータを定点的に観測すべきか

■ 市場動向の把握にあたりこれまで参照してきた主なデータ

※事務局資料抜粋（第1回会合 資料1-4 P.7）

スイッチング

- 利用者の意識（乗換えた/乗換えない理由）

端末販売

- 利用者の意識（乗換え時の端末購入の割合）

端末購入割引が通信キャリアの決定に与える影響をより正確に確認するため、これまで参照してきたデータに加えて、利用者の意識調査の選択肢に以下を追加してはどうか

例)

- 調査 | スイッチングに係る利用者の意識（乗換えた理由）
└ 選択肢 | 端末購入割引（端末購入プログラム含む）があるから

▶ (2) の結果、端末割引が通信サービスの選択に影響を与えていたことが明らかになった場合には、規制の見直しを含め、利用者が料金プランや通信品質等に基づく合理的な選択ができるための環境整備に向けた検討が必要と考える

まとめ

規律対象事業者の範囲について

- 当社は、27条の3に基づく規律対象事業者として、規制の枠内で様々な取組を行ってきた
- しかしながら、規律対象である現状ではMNOとの明確な差別化が難しく、さらに独立系MVNOと競争条件に差が生じている
- MVNO間の競争を促進し、モバイル市場全体の活性化につながるよう、特定関係法人を規律対象から除外することを含めた制度の見直しをご検討いただきたい
- 規律対象の見直しが行われた折には、お客様の多様なニーズに応じた柔軟なサービスを実現し、MVNO市場のさらなる活性化に寄与したい
例) 長期間利用いただいているお客様への利益還元、ケーブルテレビならではのサービスとモバイルとのセット割引

端末割引が通信サービス選択に与える影響について

- 端末購入等の補助（端末購入プログラム等）が通信キャリアの選択に与える影響について把握し、その結果に応じては利用者が料金プランや通信品質等に基づく合理的な選択ができるための環境整備に向けた検討が必要と考える

参考：指定対象事業者の変化

■ 27条の3省令策定時

2020年（令和元年総務省告示第167号）

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	独立系MVNO
・NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTコミュニケーションズ ・NTTメディアサプライ ・NTTネオメイト ・NTTPCコミュニケーションズ ・ドコモCS 	<ul style="list-style-type: none"> ・IIJ ・オプテージ
・KDDI ・沖縄セルラー電話	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄セルラーアグリ&マルシェ ・UQモバイル沖縄 ・中部テレコミュニケーション ・ピッグローブ ・ソラコム 	
・ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤフー ・L I N E モバイル ・ウィルコム沖縄 ・汐留モバイル ・S B パートナーズ 	
・楽天モバイル	・楽天コミュニケーションズ	
・UQコミュニケーションズ		

■ 改正法の施行から3年が経過したことを踏まえた見直し後

2026年現在（令和7年総務省告示第248号）

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	独立系MVNO
・NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTドコモビジネス ・NTTビジネスソリューションズ ・NTTPCコミュニケーションズ ・NTT BP ・NTTメディアサプライ ・NTTリミテッド・ジャパン ・ドコモCS 	該当なし
・KDDI ・沖縄セルラー電話	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェイコム地域会社（11社） ・ソラコム ・中部テレコミュニケーション ・ピッグローブ 	
・ソフトバンク		
・楽天モバイル	・楽天コミュニケーションズ	

※J:COMグループは2021年に指定
(令和3年総務省告示第142号)

あたらしいを、あたりまえに

J:COM

